

危険物の航空輸送について

1. 航空危険物規則

危険物の航空輸送に関しては、ICAO（国際民間航空機関）の危険物輸送規則（第 18 付属書及び技術針指針）が国際標準として制定されております。

2. 荷送人の責任（IATA 危険物規則書からの抜粋）

1) 各種法令の遵守

「荷送人は危険物を IATA 加盟・準加盟航空会社に運送委託する場合、IATA 危険物規則書の全てしなければならない。さらに、荷送人は貨物の発地国、経由国、着地国が定める全ての適用法令を遵守しなければならない。」

また、航空会社が定める例外規定も遵守しなければなりません。

2) 危険物の正しい分類と国連正式輸送品目名の割り当て

IATA 危険物規則書の分類基準に従って分類し、定められた正しい国連正式輸送品目名を使用しなければならない。

3) 梱包に関する一般責任

梱包方法及び容器が定められた基準に合致していること、及び正味重量又は容量が定められた量以下であることが要件となります。

4) マーキング及びラベルの貼付責任

5) 「危険品申告書」（規定の様式）の作成責任

3. 罰則

航空機による危険物の輸送は安全に大きくかわる問題であり、所定の法令・規則等を遵守しない場合には、乗客・乗員の生命の危険に直結する可能性があります。法令違反の際の罰則についても以下のように定められています。

「IATA 危険物規則書は、ICAO 技術指針の全ての要件に適合している。従って、荷送人が本規則に違反して危険物を輸送する場合には法令違反になり、処罰の対象となる。」

(IATA 危険物規則書セクション 1.3.1.2)

罰則の内容は各国の法令によります。

例：日本 法第 86 案第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ物は 50 万円以下の罰金に処する。(航空法第 150 条)

米国 違反 1 件毎に、その内容に応じて最低 250 ドルから最高 27,500 ドルの罰金

弊社は上記事項を理解の上、社内事情により荷送人責任の「危険品申告書」の作成を株式会社コナポーンコーポレーションに依頼いたします。但し、その責任に関しては弊社が負うものとします。

会 社 名 _____

事 業 所 _____

代表者又は担当部署長名 _____ 印__

住 所 _____

連絡先電話番号 _____